

ディスクロージャー誌 2025



目 次

あいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和6年度）	3
5. 協同活動ハイライト（令和6年度）	6
6. 農業振興活動	8
7. 地域貢献情報	8
8. リスク管理の状況	10
9. 自己資本の状況	14
10. 主な事業の内容	15

【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ	24
2. 機構図	25
3. 組合員数	25
4. 組合員組織の状況	26
5. 地区一覧	26
6. 役員構成（役員一覧）	26
7. 職員数	26
8. 事務所の名称及び所在地	27
9. 特定信用事業代理業者の状況	27

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	30
3. 注記表	32
4. 剰余金処分計算書	49
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	51
6. キャッシュ・フロー計算書	52
7. 部門別損益計算書	54
8. 会計監査人の監査	55

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	56
2. 利益総括表	57
3. 資金運用収支の内訳	58
4. 受取・支払利息の増減額	58

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業	59
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
2. 共済事業	67
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	70
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 指導事業取扱実績	

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率	7 3
2. 貯貸率・貯証率	7 3

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	7 4
2. 自己資本の充実度に関する事項	7 6
3. 信用リスクに関する事項	8 1
4. 信用リスク削減手法に関する事項	8 9
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	9 2
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	9 2
7. CVAリスクに関する事項	9 2
8. マーケット・リスクに関する事項	9 2
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	9 2
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	9 3
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する 事項	9 4
12. 金利リスクに関する事項	9 5

法定開示項目掲載ページ一覧	9 6
---------------	-----

あいさつ

猛暑の候、組合員の皆様には益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、ＪＡあいおいの各事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は、阪神淡路大震災から３０年、戦後８０年、昭和から数えると昭和１００年にあたります。いわば“節目³の年”であります。当ＪＡも歴史を重ね７８年目の事業年度に入りました。農業協同組合として「地域の農業と生活」をベースとする事業・経営は、ここまですべて順風満帆であったとは言えませんが、この地域の実情にも合わせて、小ぢんまりではありますが堅く強く縦横に展開できたのではないかと振り返ります。

さて、令和７年も年半ばに入りました。私が思う今年前半を表す漢字一字といえば“米”です。以下の３つが要素となります。①「お米」：“令和の米騒動”と呼ばれて前年から世を騒がせているコメ。日本人の主食として、食料安全保障の柱の一つとして、生産者にも消費者にも安心できる安定供給、適正安定価格がこれからも長く求められます。②「米国」：米国トランプ大統領の世界を振り回す挙言動が猛威を振るっています。昔も今も世界経済や世界平和を握っている第一人者は米国大統領。世界経済の相互安定と世界中の戦争紛争状態が平和へ向かうよう祈念します。③「米寿」：現在日本の女性の平均寿命が米寿の８８歳にほぼ近づいています（厚労省 2024 年夏発表→87.14 歳）。地域のＪＡとして健康寿命が延び、進む少子高齢化社会に対応すべく一助を担えればと考えます。

こうした中、当ＪＡの令和６年度は、皆様のお力を得て当期剰余金（最終利益）１億３１百万円を計上することができました。これによりＪＡ純資産（組合員資本）のうち利益剰余金（内部留保）部分が５２億円を超えてきました。金融機関としての経営の健全性を示す自己資本比率は２７．９％を確保できました。全国的にも県下内でもまずまずの位置にはありますが、まだまだ経済・金融情勢はこの先不透明です。さらなる経営基盤の安定強化に努めていきます。

また、農業関連事業においては、特に①組合員農家の農地保全と担い手後継者をサポートする稲作受託部会の活動を継続強化いたしました。②地元相生産の農産物直売事業（直売所：ベジーズ館）の安定化に力を入れました。また、生活関連事業面では、ＪＡ貯金やＪＡ共済、投資信託などによる個人資産形成、あるいは共済普及活動による「ひと、いえ、くるま」保障の充実に引き続き努めました。さらに、相生市行政へ地震ほか自然災害に対する防災・減災対策資材の寄付活動も分厚く行いました。

令和７年度は、当ＪＡの中期経営計画（Ｒ７年度～Ｒ９年度）の初年度として 持続可能な“農業、地域、経営の未来”を模索し活動していきます。農地保全、担い手支援、景観維持、農産物栽培技術向上などに形ある取り組みを推進していきます。加えて、地域密着の協同組合として組合員の皆様の声に応えて、「支持・信頼されるＪＡであり続けたい。」という私たちの思いを実行していきます。今後ともＪＡ役職員一丸となってＪＡ運動、事業活動に努力してまいります。

最後に、組合員の皆様方の更なるご健勝を祈念いたしますとともに、当ＪＡにより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

相生市農業協同組合

代表理事組合長

山本 潔

1. 経営理念

＊ 持続可能な「農」と「地域」との共生を基軸として、
社会的存在価値を高め、健全で盤石な経営をめざします。＊

“JA綱領 ～わたしたちJAのめざすもの～”

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

2. 経営方針

◇「農業者の所得増大」への挑戦

農業をとりまく環境が厳しい状況となる中で「農業者の所得増大」を達成するため、「地域・農業活性化JA活動助成金」を活用し、獣害対策及び農機具購入の助成等を通じて、持続可能な地域農業を目指します。

◇「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農、販売、購買、生活、信用、共済等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

◇健全経営のための取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、総会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）

国際紛争や地球規模での気候変動、自然災害の多発等による食料危機が拡大し、グローバル化により海外の動向が直ちに国内経済にも大きな影響を及ぼすなど不確実性が高まるなか、人口減少が今後も続くが見られ、JAの組織基盤・経営基盤にも大きな影響が想定されます。

一方で、令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法をふまえ、令和7年度以降5カ年の農政の基本方針を定めた次期食料・農業・農村基本計画が策定され、令和7年度が実践初年度となります。

そのような中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、当JAでは、令和4年度から「“ふれあい 絆 JAあいおい” 安全・安心・安定」をテーマとする中期経営計画の実践に努めてまいりました。

また、農林水産省が構築した、組合員との対話を通じた自己改革の継続的な実践（いわゆる自己改革実践サイクル）を踏まえ、当JAでは令和6年度事業計画に必要事項を盛り込み、取り組みを実践してまいりました。

とくに、営農・経済事業において、販路の拡大、直売所機能強化に取り組むとともに、営農指導体制の強化を図り、農業者所得の増大に向けて取り組みを強化しました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取り組むとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の決定に基づき、役員が先頭に立ってコンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。

この結果、収支面では事業利益が前年度対比▲16 百万円、11.1%減と減益となったほか、経常利益は前年度対比▲25 百万円、12.5%減となり、当期剰余金は1億 31 百万円となりました。

（1）信用事業

日銀の政策金利引き上げにより、「金利のある世界」へ転換をはかることとなりました。

また、トランプ米大統領の関税政策の発表により、日本・世界を取り巻く環境はさらなる不透明感が増しました。

こうした状況下で、安心して頼れる身近な金融機関として、「TA（トータルアドバイザー）」や「CA（コンサルティングアドバイザー）」による組合員等利用者様一人ひとりの資産状況・家族構成等に応じた相続相談や資産運用相談をはかり、営業店システムの一次リリースによる事務の効率化を進め、利用者の利便性を向上すべく、「JAバンクアプリプラス」を展開し、合理化・効率化による収益向上に努めました。

農業関連においては、JAが農業メインバンクとして地域の担い手農業者を支援するため、金融面だけでなく、他部署と連携し、地域農業に貢献できるよう取り組みました。

（2）共済事業

共済事業では異常気象の発生や、少子化・人口減少の進行などの社会情勢の変化、政府によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などにより、コミュニケーション機会の減少等、私たちの生活様式、行動様式にも大きな変化が起きています。

このため、JA共済事業では社会情勢・時代の変化に対応するため、組合員・利用者と3Q活動（面談・電話・WEBでの面談）を通じ、顔の見える関係を構築し「安全」、「あんしん」をお届けするとともに、環境変化に合わせた保障点検活動を行っていくことで、JA共済のシェア拡大を図り、社会の問題解決に寄与してきました。

自然災害においては、当組合の管内で令和6年4月に兵庫県内で発生した雹（ひょう）の被害により、たくさんの方が被害にあわれました。

相生市内においても多くのみなさまが被害にあわれ、建物では 203 件の 7,235 万円、自動車では 105 件の 7,100 万円、計 308 件の 1 億 4,335 万円の共済金をお支払いすることができました。

「いえ」保障分野においては、頻発している大規模自然災害や東南海・南海地震に備えるために建物更生共済を重点において保障内容の拡充に取り組み、207 件、保障ベースでは前年比 152%の 25.5 億円の保障を提供することができました。

また、本年度も防災・減災に向けた支援活動の取り組みを行い、活動支援金とは別に相生市に防災支援として避難所で使用するプライベートテント 150 張、簡易トイレ 2,000 回分、ライフラインがストップした時に使用する非常用ミニ投光器 660 セットを J A 共済地域・農業活性化 J A 活動助成金を活用し寄贈しました。

さらに農育支援活動として市内の小学校に対し、3 台の充電式管理機を寄贈しました。

（３）購買事業

肥料・農薬はトレーサビリティーの確立に向けた統一資材の統一使用に取り組むとともに各地区農会を中心に予約共同購入を行い、農業生産資材価格の引き下げに努めました。

また、本年も J A 共済連の「地域・農業活性化 J A 活動助成金」を活用して、獣害対策として電気柵の提案や農機具購入助成、貸出用農機の充実を行いました。助成額は 1,937 千円となり農家のコスト削減とともに農業所得アップに寄与いたしました。

特に農家を苦しめていた獣害対策は電気柵を活用していただくことで非常に高い効果を得ることができました。

一方、生活関連資材等については、楽楽フィットネス、きこえ相談会等を開催し、生活用品の購入、並びにチラシ販売ギフト用品、白アリ防除、仏壇、墓石等、各種生活用品の販売に取り組み、購買品供給・取扱高は 26,846 千円となりました。

（４）販売事業

本年も、年間を通して気温の高い状態が続きました。

高温障害等による影響で 1 等米の割合が 59.61%と前年よりも厳しい状況となりましたが、他の地域と比較すると 1 等米比率は高いポジションを確保できました。

米の価格は、都市部の消費者による非常食用の買いだめ等により全国的にコメ不足が発生し市場価格は大幅に上昇しましたが、当組合の買取価格は地産地消の取り組みにより他地域より高い価格を実現できました。

色彩選別機の利用については、378 千円（共済連助成 148 千円、当組合助成 230 千円）の助成を行いました。

J A あいおいベジーズ館（農産物直売所）での販売額は 12,937 千円となり地産地消の振興を図ることができました。

（５）指導事業

〈営農指導〉

営農関係においては、受託部会を中心に農家の担い手支援や、農地保全対策に取り組んできましたが、農業を取り巻く環境は前年度同様厳しい 1 年となりました。

水稻栽培については、引き続き低コスト減農薬有機肥料施用栽培を基本にキヌヒカリ、きぬむすめ、ヒノヒカリの 3 品種を主体に栽培指導を行ってまいりました。受託数も前年並みの実績を確保できました。

〈生活指導〉

囲碁、生け花、文化琴、ゴルフサークルの活動を通じて趣味の活動など行ってまいりました。

健康管理活動では、行政や J A 兵庫厚生連と連携し、組合員、地域住民の健康活動に取り組みました。また、直売所出荷登録者を対象とした 3 B 健診（認知症・血圧脈波・骨粗しょう症検査）を実施しました。

（６）農業経営事業

新しい農業経営モデルの実践として施設栽培の運営ノウハウを築くため、本年もメロンの水耕栽培に取り組みました。

テーマであった糖度については春先、夏作とも糖度を基準値まで上げることができましたが、規格外も多く収量の確保という課題を残しました。

佐方地区では黒大豆・さつまいも（紅はるか）と新品種のさつまいも（あまはづき）を 20a の圃場で栽培しました。鹿による獣害と異常な高温のため収穫が大幅に減少し、特に黒大豆についてはほぼ全滅の状態の販売することができませんでした。

野瀬地区の蕎麦についても 2.5ha の栽培を行いました。佐方地区同様に鹿による獣害と結実期の水不足により収穫はほぼ全滅の状態となりました。

5. 協同活動ハイライト（令和6年度）

1. 農業生産の維持・拡大

重点取組み	実績値	取組み状況
稲作受託業務による農地保全と後継者対策	草刈、耕起、代掻き、田植え、防除、稲刈り、乾燥調整等、計48,507㎡の受託を実施	地域の農地保全、農業生産の維持・拡大のため、また高齢化による後継者問題への対応として、農地管理や育苗、代掻きから田植え、稲刈り、乾燥調整までの稲作米づくりの全工程の受託を行った。

2. 農業者の販売強化・所得増大

重点取組み	実績値	取組み状況
- 買取販売の実施（米の買取） - 米の買取価格の検討	全農買取価格以上での買取 ・ 1等米 9,600円 ・ 2等米 9,300円 （色彩選別機利用時）	JAに出荷された米は全量買取し、保管料等生産者負担を軽減することにより、所得アップに努めた。 JA全農買取価格8,157円、昨年度を2,250円上回る価格にて買取をした。 
地域農業活性化助成 	- 農業用機器・鳥獣害対策機器購入助成 1,937千円 - 色彩選別機利用助成 378千円	農業用機器の購入促進、鳥獣害対策による圃場整備を行うことで農産物の収穫量UPに努めた。 当JAで乾燥・調整したものは、全量、光選別機を利用することで品質確保に努め所得増大につなげた。

3. 地域の活性化

重点取組み	実績値	取組み状況
地域ふれあい活動の活性化	・親睦旅行（京都） 12月3日	45名が参加し、ホテルバイキング、紅葉の名所を散策 【アンケート結果】 満足：63% やや満足：33% どちらともいえない：2% やや不満：2%
	・アンパンマン交通安全キャラバン 2月9日	アンパンマンとその仲間たちと一緒に交通ルールやマナーを楽しく学ぶJA共済アンパンマン交通安全キャラバンを開催。次世代・次々世代にJAをPRするイベントとなった。
	・JA直売所出荷登録者健診 2月14日	3B健診（認知症・血圧脈波・骨粗しょう症検査） 直売所出荷登録者の「健康・長寿」を応援するための検査を実施し、健康アドバイス等の保健指導も実施
	・年金友の会 ウォーキング 3月15日	109名が参加し、関西空港の対岸、「りんくう公園」のウォーキングと関西空港舞台裏のバス車窓見学
	・年金友の会 サークル活動	人とのつながりを楽しむコミュニケーションの場として、囲碁教室、ゴルフ、生け花、文化琴のサークル活動を再開
	・食農教育	市内の小学校で6月の田植え、10月の稲刈りを実施



年金友の会
ウォーキング

令和7年3月15日（土）9:57
泉佐野市「りんくう公園」にて

アンパンマン
交通安全キャラバン



〈ご案内〉 イベント、商品紹介、事業等についてはホームページでもご案内しております。

ホームページアドレス <http://www.jaaioi.com/>

6. 農業振興活動

J A あいおいは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組む、安全・安心な農産物の提供に努めています。

また、各農会を対象に減農薬有機肥料施用栽培を中心とした栽培指導を行いました。

2. 地産地消の取り組み

令和4年4月11日にベジーズ館（農産物直売所）を新設オープンし、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

3. 食育の取り組み

田植え、稲刈り等の農作業体験を通じて、子供たちに食と農の大切さを伝えています。

7. 地域貢献情報

J A あいおいは、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

省エネルギーを実践するため、電気使用量の削減・クールビズ等の実施に取り組んでいます。

② 認知症サポーターの養成、AED設置

安心して暮らせる地域づくりの一環として、認知症サポーターを養成するとともに、AEDを設置しています。

③ 各種募金活動・公益団体等への寄付、自治会行事の協賛

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当座性	19,147
定期性	32,351
小 計	51,498
譲渡性	－
合 計	51,498

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	-
その他制度資金	-
農業関連融資	-
事業関連融資	1,416
住宅関連融資	4,023
生活関連融資	371
その他	46
合 計	5,858

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民を対象とした健康診断活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

職員においては、道路清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しております。

3. 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは「“ふれあい 絆 JAあいおい”」をモットーに、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農指導員を配置するとともに、県の改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

(3) 農業者等の経営支援に関する取組状況

農業融資については、TAC等営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、農業者に対する農機ハウスローン、担い手応援ローン、スーパーS資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っています。

(4) 地域の活性化に関する取組状況

「地域密着型店舗づくり」による運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査室を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が

適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に徹底しています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の受付窓口を本店に設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0791-22-0690（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、27.99%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	相生市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に参入した額	101 百万円（前年度 101 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金名	特徴	預入期間	預入金額
総合口座	一冊の通帳に（貯める）（受け取る）（支払う）（借りる）という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の90%以内で、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上
通知貯金	7日間の据置期間経過後、お引き出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7日間以上	5万円以上
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。一時的な余裕金の運用に最適です。	期間の定めはありません。	1円以上
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的に合わせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上
スーパー定期貯金	お預け入れは1円からという手軽さ。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	まとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年以上 3年以内	1円以上
期日指定定期貯金	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引き出しになります。一部お引き出し（1万円以上）も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満

積立式 定期貯金	あらかじめ満期日を決める必要がなく、 月々、たとわずかな積立てでも、気づいた頃にはまとまったお金が貯まっています。 必要な時に必要なだけ引き出すことができます。	期間の定めはありません。	1 円以上
一般財形 貯金	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使いみちは自由です。	3 年以上	1 円以上
財形住宅 貯金	マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上	1 円以上
財形年金 貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上	1 円以上

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

ローン名	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	●住宅の新築、および増改築資金 ●住宅および土地の購入資金 ●土地の購入資金（5 年以内に住宅を新築し居住の予定があること） ●借換資金	10 万円以上 1 億円以内 (1 万円単位)	3 年以上 40 年以内 (1 カ月単位) 借換の場合 残存期間+5 年 かつ 3 年以上 40 年以内
リフォームローン	●住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金（賃貸物件は対象外）	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	1 年以上 10 年 6 カ月以内 (1 カ月単位) J A 住宅ローン利用者および住宅取得にかかる借入金のない方については、 1 年以上 15 年以内 (1 カ月単位)
マイカーローン	●自動車の購入・車検・修理に必要なすべての資金、借換資金（営業用自動車は対象外）	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位) お借入れ時の年齢が満 71 歳以上の方の場合は 200 万円を上限とし、 新卒内定者の方の場合は 300 万円を上限	6 カ月以上 10 年以内 (1 カ月単位) 借換の場合、残存期間内

教育ローン	●高等学校・大学・各種学校等に就学するお子様の入学金・授業料・その他の学費に必要な資金、借換資金	1万円以上 500万円以内 (1万円単位)	最長15年 (在学期間+9年) 借換の場合、残存期間内
多目的ローン	●家電製品等の購入や結婚・出産資金など生活に必要なすべての資金 (事業資金・賃貸整理資金は対象外)	1万円以上 500万円以内 (1円単位)	6ヵ月以上 10年以内 (1ヵ月単位)
カードローン (約定返済型)	●生活に必要なすべての資金	20万円、50万円、 100万円、150万円、 200万円、300万円の 6種類	2年 (原則として2年ごとに自動的に継続されます。)

兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

※上記以外の保証機関をご利用いただく場合もあります。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇手数料一覧

振込手数料

令和7年4月1日現在（消費税込）

区分	振込先金融機関	3万円未満	3万円以上
窓口振込手数料	ＪＡ本支店	無料	無料
	ＪＡ系統あて	220円	440円
	他金融機関あて	550円	770円
ＡＴＭ 振込手数料	●現金による振込		
	振込先金融機関	3万円未満	3万円以上
	県内ＪＡ	無料	無料
	県外ＪＡ	330円	440円
	他行	440円	660円
	●キャッシュカードによる振込		
	振込先金融機関	3万円未満	3万円以上
	県内ＪＡ	無料	無料
	県外ＪＡ	165円	330円
	他行	165円	330円

区分	ＪＡ本支店・系統あて	他行あて
送金手数料	1件につき 440円	電信扱い 1件につき 880円
		普通扱い 1件につき 660円
インターネット バンキング	3万円未満 110円	3万円未満 220円 (ＪＡ系統も対象)
	3万円以上 220円	3万円以上 440円 (ＪＡ系統も対象)

代金取立 手数料	1 件につき 440 円	至急扱い	1 通につき 880 円
		普通扱い	1 通につき 660 円

両替手数料

令和 7 年 4 月 1 日現在（消費税込）

両替枚数	手数料
1～50 枚	無料
51～500 枚	330 円
501～1,000 枚	550 円
1,001 枚以上	500 枚毎に 550 円を加算 (500 枚毎：500 枚未満を含みます)

※ 合計枚数をご持参（両替前）枚数またはお持ち帰り（両替後）枚数のいずれが多い方とします。（1 日に複数回取引される場合は通算します。）

※ 新券への両替、口座からの金種指定払戻も含みます。

※ 金種を指定される払戻の場合、1 万円札を除く枚数が対象となります。

硬貨入金手数料

令和 7 年 4 月 1 日現在（消費税込）

硬貨の枚数	手数料
1～500 枚	無料
501～1,000 枚	550 円
1,001～1,500 枚	1,100 円
1,501 枚以上	500 枚毎に 550 円を加算 (500 枚毎：500 枚未満を含みます)

※ 1 日に複数回に分けてご入金される場合は、合算した硬貨枚数に応じた手数料をいただきます。

※ 算定に対する手数料となりますので、硬貨算定後にご入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。

その他諸手数料

令和 7 年 4 月 1 日現在（消費税込）

送金・振込の組戻料	1 件につき	660 円
不渡手形返却料	1 通につき	660 円
取立手形組戻料	1 通につき	660 円
取立手形店頭呈示料	1 通につき	660 円
小切手帳発行手数料	1 冊（50 枚）につき	660 円
手形帳発行手数料	1 冊（50 枚）につき	880 円
自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	550 円
通帳・証書再発行手数料	1 冊（1 通）につき	1,100 円
キャッシュカード再発行手数料	1 枚	1,100 円
取引履歴作成手数料	1 件につき	440 円
残高証明書発行手数料	1 通につき	440 円

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）、投資信託の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

サービス・その他商品一覧

取扱サービス	特 徴
為替サービス	お受け取りの貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手・手形の取立を代行し、あなたの口座に入金する代行サービスなどがあります。全国どの民間金融機関でもお取り扱いいたします。
給与振込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金があなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。 お手続きは一度していただだけで年金の受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるので、いつでも都合のよい日にお受け取りができます。 初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またＪＡ以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等により手続きをしていただきます。
自動支払	電気・電話・ＮＨＫなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払いをあなたに代わっておこなうサービスです。お申込みの手続きは、通帳・お届け印などが必要です。
キャッシュカード	通帳・印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れをＡＴＭでご利用いただけるカードです。土曜日や日曜日はもちろん祝日でもご利用いただけます。
ＪＡカード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるＪＡのクレジットカードです。 ボーナス一括払いやリボルビング払いなどがご利用でき、ポイントサービス・各種特典が受けられます。キャッシングなどもご利用いただけます。
国債	国が発行する安全・確実な債券です。長期国債・中期国債・個人向け国債と期間もいろいろあり、生活設計にあわせてお選びいただけます。
貸金庫	大切な財産や貴重品を厳重に保管する貸金庫を取り扱っており、みなさまの財産をしっかりお守りいたします。

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済種類

種 類	内 容
生存給付特則付 一時払終身共済 (平 28.10)	一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス！加入のしやすさも魅力です。 生存給付金を生前贈与として、死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でご利用いただけます。
一時払終身共済 (平 28.10)	死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。 まとまった資金で一生涯の万一保障！加入のしやすさも魅力です。90歳まで加入でき、医師による診査も必要なく簡単な告知でご利用いただけます。
終身共済	大切なご家族のために一生涯にわたって備えられる万一保障です。 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第 1 級後遺障害の状態も保障します。所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。
引受緩和型 終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。 人生百年時代にあわせて一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。80 歳までご加入いただけます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。 「貯蓄性」や「保障の充実性」など、ニーズにあわせて 3 タイプからお選びいただけます。学資金のお受け取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。お子さま・お孫さまのために 75 歳までご契約いただけます。
医療共済 メディフル	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。 入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。がんの治療や先進医療を受けたときにも一生涯備えられるので安心です。ご希望にあわせて保障期間や共済払込期間等を選ぶことができます。健康祝金支払特則を付加すると健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
引受緩和型 医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障いたします。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障いたします。全額自己負担となる先進医療の技術料を保障いたします。
特定重度疾病共済 身近なリスクに そなエール	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅治療も保障します。 通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。 まとまった一時金が受け取れる診断保障や、がん診断後の共済掛金の払

	込みを免除する保障などが選択できるようになったので、ご意向にあわせて保障内容を自由に設計できます。
生活障害共済 働くわたしの ささエール	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」の組み合わせを選べます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。簡単な告知でご加入いただけます。
介護共済	介護の不安が増す高齢期にもしっかり対応した、一生涯にわたる介護保障です。 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
予定利率変動型 年金共済 ライフロード	自分で準備する将来の年金保証！ 毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。個人年金保険料控除が受けられます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障です。 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第１級後遺障害の状態も保障します。所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」により不要となります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第１級後遺障害の状態も保障します。
定期生命共済 （逡減期間設定型） みちびき	ライフステージに応じて保障金額を逡減させることで低廉な共済掛金で必要十分な保障を提供できます。
建物更生共済 むてきプラス My 家財プラス	火災はもちろん地震や台風などの自然災害にも幅広く保障します。 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

短期共済種類

種 類	内 容
自動車共済 クルマスター	ご自身やご家族、同乗者の損害を幅広く保障する傷害補償と対人、対物賠償の保障が自動セットされています。また、大切なお車の事故による破損や盗難や災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自賠償共済	自動車損害賠償責任共済証明書に記載されている自動車の運行によって、他人の生命または身体を害したことによる法律上の賠償責任を保障します。
傷害共済	日常のさまざまなアクシデントによる死亡や負傷を保障する共済です。
火災共済	火災、落雷等の損害から、お住まいと家財を守ります。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活上の賠償事故補償です。

〔購買事業〕

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗では営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

また、生活面では米や生活資材（健康機器、白アリ防除、ギフト用品等）の供給を行っています。

〔販売事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農産物をお届けする事業を行っています。平成 27 年 4 月に J A あいおいベジーズ出荷部会を立ち上げ、地域で収穫された野菜を J A あいおいベジーズ館にて販売しております。また、J A 間連携により米や果物、加工品を仕入れ販売しています。

〔農業経営事業〕

平成 27 年度より農業経営事業に着手し、水耕栽培によるメロン栽培、遊休農地を利用したそばの栽培を継続しております。

さらに、平成 30 年 5 月から佐方農プロジェクトを発足し、黒大豆とさつまいもの栽培をしております。黒大豆は枝豆、さつまいもは焼いもとして店頭販売し、品種による消費者の嗜好を調査しながら販売を行っています。

〔指導事業〕

農家の皆さまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域の皆さまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談などさまざまな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか専門家による相談も実施していますので、お気軽にご相談下さい。

〔文化活動事業〕

年金友の会	サークル活動（囲碁・ゴルフ） 誕生日プレゼント、ウォーキング等
その他の主な活動・教室	文化琴・生け花（小原流）
親睦旅行	日帰り旅行等を企画しています。

(2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 6 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 6 年 3 月末現在で 4,785 億円となっています。

◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

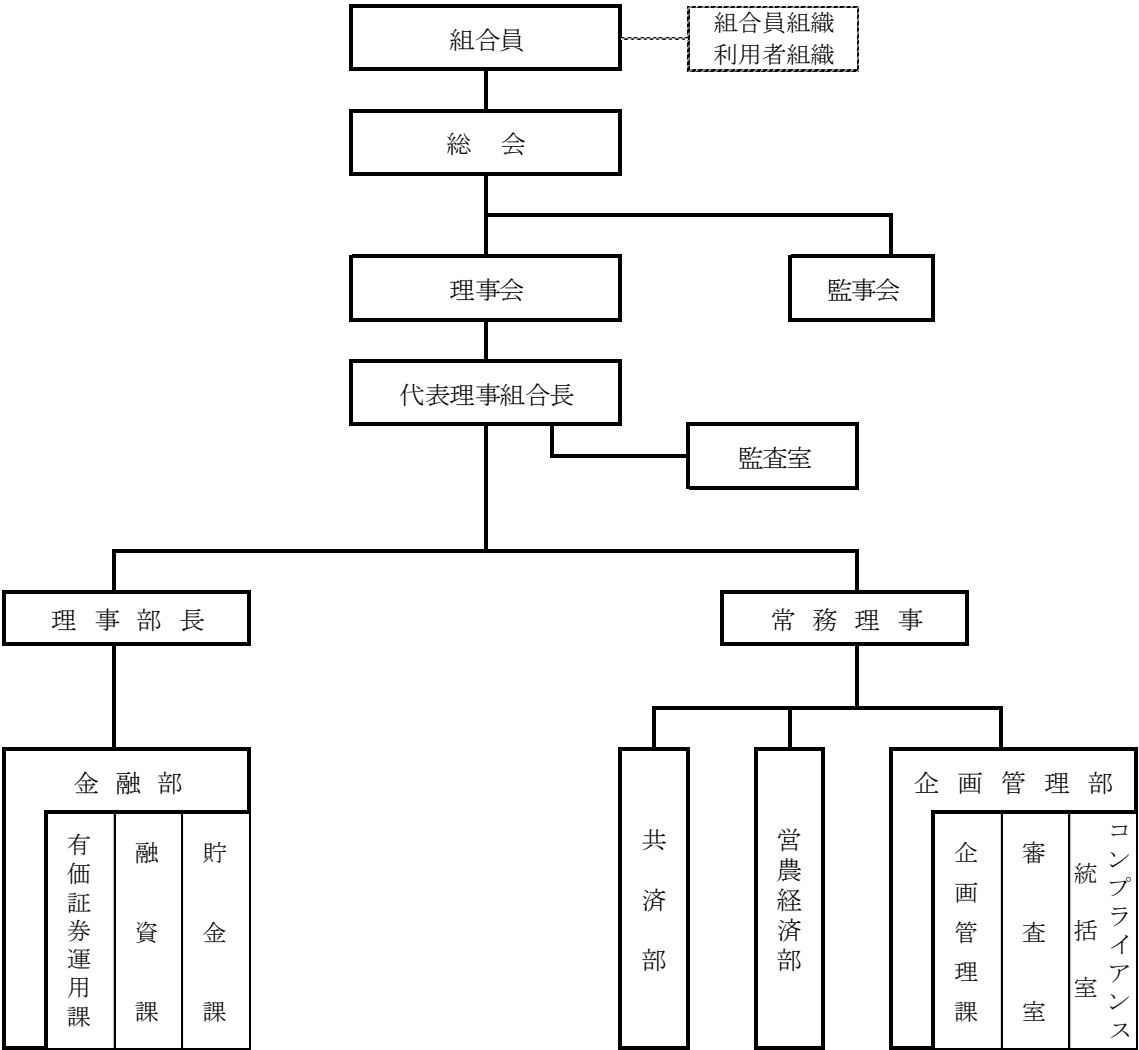
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

昭和23年	7月20日	相生市農業協同組合発足
昭和50年	6月12日	本店事務所竣工
昭和55年		オンライン稼動（貯金） 貯金残高100億円突破
昭和58年		CD機導入（本店・港支店）
昭和60年		ATM機導入（本店・港支店・生協内）
昭和62年		長期共済保有500億円突破
平成3年		貯金残高200億円突破
平成4年		那波出張所廃止
平成10年		本店事務所新築
平成18年		貯金残高300億円突破
平成24年		貯金残高400億円突破
平成27年	5月11日	JAあいおいベジーズ館 オープン
平成30年	12月14日	貯金残高500億円突破
平成31年	3月28日	那波野農機倉庫竣工
令和4年	2月	JAあいおいベジーズ館 来店人数5万人突破
令和4年	4月	JAあいおいベジーズ館新設オープン
令和5年	1月13日	港支店廃止

2. 機構図

(令和 7 年 3 月 31 日現在)



3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
正組合員	358	363	△5
個 人	358	363	△5
法 人	0	0	0
准組合員	3,372	3,394	△22
個 人	3,358	3,380	△22
法 人	14	14	0
合 計	3,730	3,757	△27

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
年金友の会	3,829
ベジーズ販売・出荷部会	58
稲作生産・販売部会	32
稲作受託部会	13
介護研究グループ	14

5. 地区一覧

相生市 …… 本 店

6. 役員構成（役員一覧）

(令和7年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	山本 潔	理 事	角石 真一
常 務 理 事	水野 一郎	理 事	兼田 勲雄
理 事 部 長	吉川 誉人	理 事	八木 英彦
理 事	大下 俊策	代表・常勤監事	井上 八千代
理 事	前川 則之	監 事	中谷 嘉告
理 事	濱本 文明	員 外 監 事	小田 恵子
理 事	松井 正直		

7. 職員数

(単位：名)

区 分	男 性	女 性	合 計
一 般 職 員	6 (2)	6 (4)	12 (6)
営農指導員	1 (0)	0 (0)	1 (0)
合 計	7 (2)	6 (4)	13 (6)

(注) () は常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和7年4月現在)

店舗及び 事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機 器) 設置・稼働状況
本 店	相生市大石町 19 番 1 号	0791-22-0690	2 台

店舗外 C D ・ A T M 設置場所

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機 器) 設置・稼働状況
コープデイズ相生	相生市旭 3 丁目 7 番 6 号	-	1 台
コープミニ相生東	相生市赤坂 1 丁目 4 番 32 号	-	1 台

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	54,111	55,662
(1) 現金	89	87
(2) 預金	47,216	49,001
系統預金	47,215	48,999
系統外預金	1	2
(3) 有価証券	752	390
国債	752	390
(4) 貸出金	5,858	5,988
(5) その他の信用事業資産	278	282
未収収益	18	5
その他の資産	260	276
(6) 貸倒引当金	△85	△88
2 共済事業資産	1	0
3 経済事業資産	6	4
(1) 経済事業未収金	1	1
(2) 棚卸資産	5	3
購買品	3	2
販売品	2	1
(3) その他の経済事業資産	0	0
4 雑資産	17	14
5 固定資産	88	92
(1) 有形固定資産	88	92
建物	44	44
機械装置	35	35
土地	74	74
その他の有形固定資産	54	56
減価償却累計額	△120	△118
(2) 無形固定資産	0	0
6 外部出資	2,924	2,924
(1) 外部出資	2,924	2,924
系統出資	2,880	2,880
系統外出資	43	43
7 繰延税金資産	18	16
資産の部合計	57,168	58,715

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	51,585	53,232
(1) 貯金	51,498	53,161
(2) その他の信用事業負債	86	70
未払費用	16	10
その他の負債	69	59
2 共済事業負債	159	152
(1) 共済資金	107	102
(2) 未経過共済付加収入	51	50
(3) その他の共済事業負債	0	0
3 経済事業負債	2	1
(1) 経済事業未払金	2	1
(2) 経済受託債務	0	0
4 雑負債	55	55
(1) 未払法人税等	42	41
(2) その他の負債	13	14
5 諸引当金	55	48
(1) 退職給付引当金	14	13
(2) 役員退職慰労引当金	40	34
負債の部合計	51,857	53,491
(純資産の部)		
1 組合員資本	5,348	5,222
(1) 出資金	101	101
(2) 資本準備金	0	0
(3) 利益剰余金	5,247	5,121
利益準備金	220	220
その他利益剰余金	5,027	4,901
施設整備積立金	150	150
信用事業基盤強化積立金	546	546
地域文化・福祉増進積立金	400	400
地域営農振興積立金	50	50
災害等対策積立金	100	100
有価証券価格変動積立金	200	140
特別積立金	3,351	3,261
当期末処分剰余金	228	252
(うち当期剰余金)	(131)	(155)
(4) 処分未済持分	△0	△0
2 評価・換算差額等	△37	1
その他有価証券評価差額金	△37	1
純資産の部合計	5,311	5,224
負債及び純資産の部合計	57,168	58,715

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度 (自：令和 6 年 4 月 1 日 至：令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (自：令和 5 年 4 月 1 日 至：令和 6 年 3 月 31 日)
1 事業総利益	419	441
事業収益	518	516
事業費用	98	74
(1) 信用事業収益	373	374
資金運用収益	360	361
(うち預金利息)	(252)	(248)
(うち有価証券利息)	(6)	(1)
(うち貸出金利息)	(69)	(73)
(うちその他受入利息)	(32)	(37)
役務取引等収益	8	8
その他経常収益	4	4
(2) 信用事業費用	65	41
資金調達費用	34	23
(うち貯金利息)	(34)	(23)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	1	1
その他経常費用	30	16
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3)	(△18)
信用事業総利益	308	332
(3) 共済事業収益	119	117
共済付加収入	111	111
その他の収益	8	6
(4) 共済事業費用	9	8
共済推進費	7	6
共済保全費	1	1
その他の費用	0	0
共済事業総利益	110	108
(5) 購買事業収益	13	13
購買品供給高	11	11
購買手数料	1	1
修理サービス料	0	0
その他の収益	0	0
(6) 購買事業費用	10	9
購買品供給原価	10	9
修理サービス費	0	0
その他の費用	0	0
購買事業総利益	3	3

科 目	令和 6 年度 (自：令和 6 年 4 月 1 日 至：令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (自：令和 5 年 4 月 1 日 至：令和 6 年 3 月 31 日)
(7) 販売事業収益	8	8
販売品販売高	7	7
販売手数料	0	0
その他の収益	0	0
(8) 販売事業費用	6	6
販売品販売原価	6	6
その他の費用	0	0
販売事業総利益	1	1
(9) 農業経営事業収益	0	0
(10) 農業経営事業費用	1	1
農業経営事業総損失	1	1
(11) 指導事業収入	4	4
(12) 指導事業支出	6	7
指導事業収支差額	△1	△2
2 事業管理費	283	289
(1) 人件費	186	190
(2) 業務費	39	41
(3) 諸税負担金	28	27
(4) 施設費	24	26
(5) その他事業管理費	5	3
事業利益	135	152
3 事業外収益	45	50
(1) 受取出資配当金	35	34
(2) 賃貸料	2	2
(3) ゴルフ会員権償還益	－	10
(4) 受入助成金	5	－
(5) 雑収入	1	3
4 事業外費用	3	0
(1) 寄付金	3	0
(2) 雑損失	0	0
経常利益	178	203
5 特別損失	0	－
(1) 固定資産処分損	0	－
税引前当期利益	178	203
法人税・住民税及び事業税	49	48
法人税等調整額	△2	0
法人税等合計	47	48
当期剰余金	131	155
当期首繰越剰余金	97	97
当期末処分剰余金	228	252

3. 注記表

令和6年度 注記表

1 継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を評含む）の評価基準及び評価方法

ア. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購入品	総平均法に基づく原価法
販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して利用者等に販売する事業及び組合員等が生産した農産物を当組合が買取り、利用者等に販売する事業であり、当組合は利用者等に販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

4 表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 18 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和4年4月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 85 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

6 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項はありません。

7 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

8. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建物	468
その他有形固定資産	17
合 計	485

(注) 平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 信連定期預金をそれぞれ、為替決済等の代用として650百万円、当座借越契約の担保として500百万円、及びみなと銀行定期預金を水道料金収納事務に関する担保として10万円、差し入れています。

【役員に対する金銭債権の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 19 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	76
危険債権	18
三月以上延滞債権	-

貸出条件緩和債権	-
合 計	94

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。) です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1) 及び (2) に掲げるものを除く。) です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1) 、 (2) 及び (3) に掲げるものを除く。) です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

9 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預け入れているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券の内容は債券であり、純投資目的 (その他有価証券) で保有しています。有価証券は発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査室を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測

定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が30百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	47,216	47,143	△73
有価証券 その他有価証券	752	752	-
貸出金	5,858	-	-
貸倒引当金（＊１）	△85	-	-
貸倒引当金控除後	5,773	5,782	8
資産計	53,742	53,677	△65
貯金	51,498	51,404	△93
負債計	51,498	51,404	△93

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,924

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	47,216	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	200	-	-	-	-	600
貸出金 (*1、2、3)	847	400	364	329	304	3,542
合計	48,263	400	364	329	304	4,142

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 423 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 69 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 1 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	50,223	654	600	5	13	0

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	790	752	△37
	小計	790	752	△37
合 計		790	752	△37

12. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	13
②退職給付費用	3
③退職給付の支払額	△0
④確定給付型年金制度への拠出金	△1
⑤期末における退職給付引当金	14

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	49
②確定給付型年金制度の積立額	△35
③未積立退職給付債務 (①+②)	14
退職給付引当金	14

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	3

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、11 百万円となっています。

13. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当 期 末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	19
	退職給付引当金	4
	貸付金棚上利息	4
	役員退職慰労引当金	11
	その他	14
	小 計	53
	評価性引当額	△34
	合 計	18
負債繰延税金	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		18

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な要因

(単位：%)

		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.11
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.78
	住民税均等割	0.17
	評価性引当額の増減	△0.13
	その他	△0.81
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.46

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

- 14 賃貸等不動産に関する注記
該当する事項はありません。
- 15 合併に関する注記
該当する事項はありません。
- 16 重要な後発事象に関する注記
該当する事項はありません。
- 17 収益認識に関する注記
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
- 18 その他の注記
該当する事項はありません。
- 19 持分法損益等に関する注記
該当する事項はありません。

20 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金であります。

なお、現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預金勘定	47,306百万円
別段預金及び定期性預金	△47,079百万円
現金及び現金同等物	226 百万円

令和5年度 注記表

1 継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を評含む）の評価基準及び評価方法

ア. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品	総平均法に基づく原価法
販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して利用者等に販売する事業及び組合員等が生産した農産物を当組合が買取り、利用者等に販売する事業であり、当組合は利用者等に販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

4 表示方法の変更に関する注記
該当する事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 16 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積額については、令和 4 年 4 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 88 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6 会計上の見積りの変更に関する注記
該当する事項はありません。

7 誤謬の訂正に関する注記
該当する事項はありません。

8. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建物	468
その他有形固定資産	17
合 計	485

(注) 平成 10 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 信連定期預金をそれぞれ、為替決済等の代用として 650 百万円、当座借越契約の担保として 500 百万円、及びみなと銀行定期預金を水道料金収納事務に関する担保として 10 万円、差し入れています。

【役員に対する金銭債権の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 23 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	83
危険債権	28
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合 計	112

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。) です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1) 及び (2) に掲げるものを除く。) です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1) 、 (2) 及び (3) に掲げるものを除く。) です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

9 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預け入れているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券の内容は債券であり、純投資目的 (その他有価証券) で保有しています。有価証券は発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査室を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.24%下落したものと想定した場合には、経済価値が51百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	49,001	48,979	△22
有価証券 その他有価証券	390	390	-
貸出金	5,988	-	-
貸倒引当金（※１）	△88	-	-
貸倒引当金控除後	5,899	5,929	29
資産計	55,292	55,299	7
貯金	53,161	53,143	△18
負債計	53,161	53,143	△18

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ

っています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資	2,924

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	49,001	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	400
貸出金（＊１、２）	789	421	400	355	320	3,612
合計	49,791	421	400	355	320	4,012

（＊１）貸出金のうち、当座貸越 308 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 87 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊１）	51,671	769	708	7	3	1

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	295	298	2
	小計	295	298	2
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	93	92	△1
	小計	93	92	△1
合 計		388	390	1

12. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	11
②退職給付費用	3
③退職給付の支払額	－
④確定給付型年金制度への拠出金	△1
⑤期末における退職給付引当金	13

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	47
②確定給付型年金制度の積立額	△33
③未積立退職給付債務 (①+②)	13
退職給付引当金	13

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	3

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、13 百万円となっています。

13. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当 期 末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	19
	退職給付引当金	3
	貸付金棚上利息	4
	役員退職慰労引当金	9
	未払事業税	3
	その他	0
	小 計	40
	評価性引当額	△24
	合 計	16
繰延税金負債	その他有価証券	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		16

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な要因

(単位：%)

		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.07
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.38
	住民税均等割	0.15
	評価性引当額の増減	△3.73
	その他	△0.22
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.77

- 14 賃貸等不動産に関する注記
該当する事項はありません。
- 15 合併に関する注記
該当する事項はありません。
- 16 重要な後発事象に関する注記
該当する事項はありません。
- 17 収益認識に関する注記
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
- 18 その他の注記
該当する事項はありません。
- 19 持分法損益等に関する注記
該当する事項はありません。
- 20 キャッシュ・フロー計算書に関する注記
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金であります。
なお、現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表掲記されている科目の金額との関係は次

のとおりです。

現金及び預金勘定	49,089百万円
別段預金及び定期性預金	<u>△48,729百万円</u>
現金及び現金同等物	359 百万円

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
1 当期末処分剰余金	228	252
2 任意積立金取崩額	－	－
計	228	252
3 剰余金処分別	134	155
(1) 利益準備金	－	－
(2) 任意積立金	130	150
特別積立金	130	90
有価証券価格変動積立金	－	60
(3) 出資配当金	4	5
普通出資に対する配当金	4	5
(4) 事業分量配当金	－	－
4. 次期繰越剰余金	93	97

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和 6 年度 5.0% 令和 5 年度 5.0%

2. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越金が含まれています。

令和 6 年度 6 百万円

令和 5 年度 8 百万円

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額	積立現在額
施設整備積立金	施設整備のため	減価償却資産 の取得価格	150
	施設等の改修、修繕が必要となったとき		
信用事業基盤 強化積立金	信用事業基盤強化のため	期末貯金残高 × 1% 以内	546
	信用事業総利益が前年度に比べ大幅減少 した場合など		
地域文化・福祉 増進積立金	地域の環境・文化・福祉貢献のため	400	400
	地域の環境・文化・福祉に必要となった とき		
地域営農振興 積立金	地域の営農振興のため	50	50
	地域の営農振興に必要となったとき		

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額	積立現在額
災害等対策 積立金	J A 及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風、集中豪雨等の自然災害に備えるため	100	100
	政令により激甚災害の指定を受けるなど重大な事態が発生した場合に、J A 及び地域の復興のために支出した相当額を取り崩す		
有価証券価格変動積立金	有価証券運用にあたり大幅な市場価格の変動に備えるため	200	200
	社会情勢の変化等により、有価証券の市場価格の大幅な変動により信用事業総利益が前年度に比べ大幅に減少し、信用事業の基盤に重大な影響が発生した場合に相当額を取り崩す		

※上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月24日

相生市農業協同組合

代表理事組合長 山本 潔

6. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：百万円）

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	（自：令和 6 年 4 月 1 日 至：令和 7 年 3 月 31 日）	（自：令和 5 年 4 月 1 日 至：令和 6 年 3 月 31 日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	178	203
減価償却費	4	6
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3	△18
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1	1
その他引当金等の増減額（△は減少）	5	△3
信用事業資金運用収益	△327	△323
信用事業資金調達費用	34	23
受取雑利息及び受取出資配当金	△35	△34
有価証券関係損益（△は益）	△1	△0
固定資産処分損益（△は益）	0	-
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	129	537
預金の純増（△）減	1,650	800
貯金の純増減（△）	△1,663	△850
その他の信用事業資産の純増（△）減	5	△2
その他の信用事業負債の純増減（△）	9	△21
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△）	5	29
未経過共済付加収入の純増減（△）	0	1
その他の共済事業資産の純増（△）減	△0	0
その他の共済事業負債の純増減（△）	0	△0
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△0	12
棚卸資産の純増（△）減	△1	1
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	0	△11
経済受託債務の純増減（△）	△0	△0
その他の経済事業資産の純増（△）減	△0	0
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	△2	1
その他の負債の純増減（△）	△0	△1
未払消費税等の増減（△）額	△0	0
信用事業資金運用による収入	324	347
信用事業資金調達による支出	△28	△26
小 計	285	674
雑利息及び出資配当金の受取額	35	34
法人税等の支払額	△48	△46
事業活動によるキャッシュ・フロー	272	663
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△400	△388
固定資産の取得による支出	-	△1
外部出資による支出	△0	△70
投資活動によるキャッシュ・フロー	△400	△460

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	(自：令和 6 年 4 月 1 日 至：令和 7 年 3 月 31 日)	(自：令和 5 年 4 月 1 日 至：令和 6 年 3 月 31 日)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1	0
出資の払戻しによる支出	△1	△1
持分の取得による支出	△0	△0
持分の譲渡による収入	0	0
出資配当金の支払額	△5	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5	△6
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△132	196
6 現金及び現金同等物の期首残高	359	163
7 現金及び現金同等物の期末残高	226	359

（注）現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和 6 年度)	(令和 5 年度)
現金および預金勘定	47,306	49,089
別段預金及び定期性預金	△47,079	△48,729
現金および現金同等物	226	359

7. 部門別損益計算書
(令和6年度)

(単位: 百万円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	520	373	119	18	3	4	
事業費用 ②	100	65	9	16	5	3	
事業総利益③ (①-②)	419	308	110	1	△1	1	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤)	283 (4)	157 (1)	92 (1)	8 (0)	17 (0)	7 (0)	
うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦)		63 (0)	32 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	△103 (△0)
事業利益 ⑧ (③-④)	135	150	17	△6	△19	△6	
事業外収益 ⑨	45	33	9	2	0	0	
うち共通分 ⑩		5	2	0	0	0	△8
事業外費用 ⑪	3	2	1	0	0	0	
うち共通分 ⑫		2	1	0	0	0	△3
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	178	181	26	△4	△19	△6	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	0	0	-	-	-	-	
うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	178	181	26	△4	△19	△6	
営農指導事業分配賦額 ⑲		4	1	0	-	△6	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	178	177	24	△4	△19		

※①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等の配賦基準・・・(人頭割 + 事業総利益割) の平均値
- (2) 営農指導事業の配賦基準・・・事業総利益割

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	61.3	32.0	1.4	3.9	1.4	100.0 %
営 農 指 導 事 業	73.4	26.2	0.4	-		100.0 %

8. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	614	580	565	518	520
信用事業収益	438	430	417	374	373
共済事業収益	127	119	114	117	119
農業関連事業収益	26	21	21	17	18
その他事業収益	21	8	11	9	8
経常利益	216	154	164	203	178
当期剰余金	171	108	108	155	131
出資金 （出資口数）	102 (20,525)	102 (20,424)	103 (20,655)	101 (20,371)	101 (20,376)
純資産額	4,867	4,970	5,074	5,224	5,311
総資産額	59,333	59,908	59,420	58,715	57,168
貯金等残高	54,209	54,623	54,012	53,161	51,498
貸出金残高	7,105	6,613	6,525	5,988	5,858
有価証券残高	－	－	－	390	752
剰余金配当金額	5	5	5	5	4
出資配当額	5	5	5	5	4
特別配当額 （事業利用分量配当額）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
職員数	19	19	14	13	13
単体自己資本比率	23.15	23.58	24.35	25.30	27.99

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	326	338	△11
役務取引等収支	7	6	0
その他信用事業収支	△25	△12	△13
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	333 (0.595)	345 (0.607)	△11 (△0.011)
事業粗利益 (事業粗利益率)	473 (0.801)	484 (0.808)	△10 (△0.008)
事業純益	189	195	△5
実質事業純益	189	195	△5
コア事業純益	189	195	△5
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	183	193	△9

(注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益

－その他事業直接費用－その他経常費用

2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）

－信用事業費用（その他経常費用を除く。）

＋金銭の信託運用見合費用

3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100

4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益

－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用

＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金

＋金銭の信託運用見合費用

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100

6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	56,029	360	0.644	56,891	361	0.636
うち預金	49,528	285	0.576	50,274	286	0.570
うち有価証券	593	6	1.049	201	1	0.953
うち貸出金	5,906	69	1.173	6,415	73	1.145
資金調達勘定	53,670	34	0.064	54,731	23	0.043
うち貯金・定期積金	53,667	34	0.063	54,721	23	0.043
うち借入金	2	0	1.128	9	0	1.007
総資金利ざや	-	-	0.287	-	-	0.318

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受 取 利 息	△0	△43
うち預金	△1	△37
うち有価証券	4	1
うち貸出金	△4	△7
支 払 利 息	10	△7
うち貯金・定期積金	10	△7
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△0	0
差し引き	△11	△35

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	19,311 (35.9)	18,653 (34.1)	657
定期性貯金	34,350 (64.0)	35,913 (65.8)	△1,563
その他の貯金	6 (0.0)	5 (0.0)	0
計	53,667 (100.0)	54,572 (100.0)	△904
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	53,667 (100.0)	54,572 (100.0)	△904

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
定期貯金	32,105 (99.2)	34,101 (99.0)	△1,995
うち固定金利定期	32,105 (99.9)	34,100 (99.9)	△1,995
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
手形貸付	24	24	0
証書貸付	5,520	6,039	△518
当座貸越	364	336	28
割引手形	－	－	－
合 計	5,908	6,400	△491

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	650 (11.0)	823 (13.7)	△173
変動金利貸出	4,757 (81.2)	4,823 (80.5)	△66
その他	451 (7.7)	341 (5.7)	109
合 計	5,858 (100.0)	5,988 (100.0)	△129

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	137	138	△1
有価証券	59	11	47
動産	－	－	－
不動産	1,436	1,516	△80
その他担保物	－	－	－
小 計	1,632	1,666	△33
農業信用基金協会保証	2,778	2,697	81
その他保証	1,382	1,496	△113
小 計	4,160	4,193	△32
信用	65	129	△63
合 計	5,858	5,988	△129

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
設備資金	4,904 (83.6)	5,088 (84.9)	△183
運転資金	952 (16.1)	898 (14.8)	53
合 計	5,858 (100.00)	5,988 (100.00)	△129

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
農業	0 (0.0)	1 (0.0)	△1
林業	- (-)	- (-)	-
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	181 (3.1)	209 (3.5)	△28
鉱業	- (-)	- (-)	-
建設・不動産業	373 (6.3)	316 (5.2)	56
電気・ガス・熱供給・水道業	34 (0.5)	34 (0.5)	0
運輸・通信業	83 (1.4)	88 (1.4)	△5
金融・保険業	2 (0.0)	3 (0.0)	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	292 (4.9)	266 (4.4)	26
地方公共団体	65 (1.1)	129 (2.1)	△63
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	4,823 (82.3)	4,936 (82.3)	△111
合 計	5,858 (100.0)	5,988 (100.0)	△129

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
農業	0	1	△1
穀作	0	1	△1
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他の農業	-	-	-
農業関連団体等	-	-	-
合 計	0	1	△1

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	0	1	△1
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
合 計	0	1	△1

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6 年度	76	18	-	57	76
	5 年度	83	22	-	60	83
危 険 債 権	6 年度	18	-	18	-	18
	5 年度	28	9	18	-	28
要 管 理 債 権	6 年度	-	-	-	-	-
	5 年度	-	-	-	-	-
	三 月 以 上 延 滞 債 権	6 年度	-	-	-	-
		5 年度	-	-	-	-
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	6 年度	-	-	-	-
		5 年度	-	-	-	-
小 計	6 年度	94	18	18	57	94
	5 年度	112	32	18	60	112
正 常 債 権	6 年度	5,769				
	5 年度	5,882				
合 計	6 年度	5,863				
	5 年度	5,994				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	27	27	－	27	27	33	27	－	33	27
個別貸倒引当金	60	57	－	60	57	73	60	－	73	60
合 計	88	85	－	88	85	106	88	－	106	88

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和 6 年度		令和 5 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	2	65	2	65
	金 額	6,722	15,124	6,857	15,703
代金取立為替	件 数	－	－	－	－
	金 額	－	－	－	－
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	19	1,316	29	968
合 計	件 数	2	65	2	65
	金 額	6,742	16,440	6,887	16,672

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
国 債	593	201	392
地 方 債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
金 融 債	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－
社 債	－	－	－
株 式	－	－	－
その他の証券	－	－	－
合 計	593	201	392

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
令和 6 年度								
国 債	200	－	－	－	－	600	－	800
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 5 年度								
国 債	－	－	－	－	－	400	－	400
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 5 年度		
		取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	295	298	2
	国債	-	-	-	295	298	2
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	295	298	2
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	790	752	△37	93	92	△1
	国債	790	752	△37	93	92	△1
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	790	752	△37	93	92	△1
合 計		790	752	△37	388	390	1

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	58	37

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和6年度	令和5年度
残高有り投資信託 口座数	79	71

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

（単位：件、百万円）

種 類		令和6年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	3,913	23,646	3,905	23,937
	定期生命共済	65	445	64	461
	養老生命共済	755	1,950	871	2,423
	うちこども共済	555	1,059	577	1,103
	医療共済	1,455	896	1,453	960
	がん共済	713	44	706	44
	定期医療共済	70	57	78	73
	介護共済	622	1,404	596	1,272
	認知症共済	27		26	
	生活障害共済	85		84	
	特定重度疾病共済	150		152	
	年金共済	2,037	－	2,106	－
建物更生共済		2,304	31,493	2,399	32,275
合 計		12,196	59,938	12,440	61,448

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

（２）医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	1,455	94	1,453	87
がん共済	713	3	706	3
定期医療共済	70	0	78	0
合 計	2,238	94	2,237	87

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（３）介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	622	1,717	596	1,535
認知症共済	27	54	26	53
生活障害共済（一時金型）	53	338	52	335
生活障害共済（定期年金型）	32	29	32	29
特定重度疾病共済	150	143	152	152

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

（４）年金共済の年金保有高

（単位：件、百万円）

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,301	793	1,368	837
年金開始後	736	368	738	373
合 計	2,037	1,162	2,106	1,211

（注）金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 6 年度			令和 5 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	496	6,860	5	493	6,699	4
自動車共済	1,617		79	1,624		79
傷害共済	1,713	4,070	1	2,099	4,549	2
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	2	6	0	2	6	0
賠償責任共済	21		0	29		0
自賠責共済	428		6	443		7
合 計	4,277		93	4,690		93

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①買取購買品

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
		供給高	供給高
生産 資材	肥 料	2	1
	農 薬	1	0
	飼 料	0	0
	農業機械	6	4
	自動車（除く二輪）	－	－
	燃 料	－	－
	その他	1	1
	計	11	8
生活 物資	食 品	米	0
		生鮮食品	－
		一般食品	－
	衣料品		－
	耐久消費財		－
	日用保健雑貨		14
	家庭燃料		－
	そ の 他		0
	計		15
合 計		26	29

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（２）販売事業取扱実績

①受託販売品

（単位：百万円）

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度
	取扱高	取扱高
米	-	-
麦	-	-
豆・雑穀	-	-
野 菜	5	5
果 実	-	-
花き・花木	-	-
畜 産 物	-	-
林 産 物	-	-
そ の 他	-	-
合 計	5	5

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

（単位：百万円）

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度
	取扱高	取扱高
米	5	5
J A間連携	1	1
その他	0	0
合 計	7	7

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和5年度
収 入	市民農園利用料	0	0
	実 費 収 入	0	0
	農作業受託収入	4	3
	計	4	4
支 出	営 農 指 導 費	0	0
	農 地 水 利 費	0	0
	市民農園活動費	0	0
	組 織 活 動 費	2	3
	教 育 情 報 費	0	0
	農作業受託費	2	2
	計	6	7

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.30	0.33	△0.03
資本経常利益率	3.41	4.01	△0.60
総資産当期純利益率	0.22	0.25	△0.03
資本当期純利益率	2.51	3.06	△0.54

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減
貯貸率	期 末	11.37	11.26	0.11
	期中平均	11.00	11.72	△0.71
貯証率	期 末	1.46	0.73	0.72
	期中平均	1.10	0.36	0.73

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,343	5,217
うち、出資金及び資本準備金の額	101	101
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	5,247	5,121
うち、外部流出予定額(△)	4	5
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27	27
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27	27
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,371	5,245
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,371	5,245
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,579	19,842
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		-
うち、上記以外に該当するものの額		-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
勘定間の振替分	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	606	888
信用リスク・アセット調整額		-
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	19,185	20,730
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	27.99%	25.30%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。

2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便方法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 6 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	87	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	389	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	129	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	49,001	9,800	392
	法人等向け	386	377	15
	中小企業等向け及び個人向け	269	58	2
	抵当権付住宅ローン	1,004	344	13
	不動産取得等事業向け	－	－	－
	三月以上延滞等	87	41	1
	取立未済手形	24	4	0
	信用保証協会等保証付	2,765	274	10
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	共済約款貸付	－	－	－
	出資等	44	44	1
	（うち出資等のエクスポージャー）	44	44	1
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
	上記以外	4,626	8,895	355
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,877	7,193	287
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	16	41	1
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,732	1,661	66
証券化	-	-	-
(うち S T C 要件適用分)	-	-	-
(うち非 S T C 適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	58,818	19,842	793
C V A リスク相当額 ÷ 8 %	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	58,818	19,842	793
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	888	35	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	20,730	829	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転

する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. J Aでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	89	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	791	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	65	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	47,230	9,446	377
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7	0	0
	（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	709	413	16
	（うちトランザクター向け）	8	3	0
	不動産関連向け	2,217	793	31

	(うち自己居住用不動産等向け)	1,352	450	18
	(うち賃貸用不動産向け)	865	343	13
	(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
	(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
	(うち ADC 向け)	-	-	-
	劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	48	8	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	16	16	0
	取立未済手形	18	3	0
	信用保証協会等による保証付	2,833	281	11
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	株式等	47	47	1
	共済約款貸付	-	-	-
	上記以外	3,251	7,567	302
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,877	7,193	287
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	373	373	14
	証券化	-	-	-
	(うち STC 要件適用分)	-	-	-
	(短期 STC 要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	（うちルックスルー方式）	-	-	-
	（うちマンドート方式）	-	-	-
	（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-
	（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計		57,327	18,579	743
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）		-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー		-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）		57,327	18,579	743
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	-	-		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	606	24		
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	19,185	767		

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	606
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	24
B I	404
B I C	48

- （注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

			令和6年度				令和5年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		-	-	-	-	-	-	-	-
	林業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業		-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業		10	10	-	-	6	6	-	-
	鉱業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業		401	401	-	-	366	366	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業		-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業		50,126	-	-	-	51,903	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		93	46	-	0	104	60	-	0
	日本国政府・地方公共団体		856	65	791	-	519	129	389	-
	上記以外		6	6	-	-	11	11	-	-
	個人		5,368	5,368	-	65	5,417	5,417	-	87
	その他		463	-	-	-	488	-	-	-
業種別残高計			57,327	5,899	791	65	58,818	5,992	389	87
	1年以下		47,874	444	199		49,277	275	-	
	1年超3年以下		173	173	-		187	187	-	
	3年超5年以下		202	202	-		280	280	-	
	5年超7年以下		254	254	-		301	301	-	
	7年超10年以下		532	532	-		512	512	-	
	10年超		4,710	4,118	592		4,629	4,239	389	
	期限の定めのないもの		3,580	173	-		3,630	196	-	
残存期間別残高計			57,327	5,899	791		58,818	5,992	389	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派

生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			令和 6 年度					令和 5 年度						
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金			27	27	-	27	27		33	27	-	33	27	
個別貸倒引当金			60	57	-	60	57		73	60	-	73	60	
法人	農業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人			60	57	-	60	57	-	73	60	-	73	60
業 種 別 計			60	57	-	60	57	-	73	60	-	73	60	-

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

[令和 6 年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	$F (=E / (C + D))$
現金	0	89	-	89	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	791	-	791	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-

我が国の地方公共団体向け	0	65	-	65	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	47,230	-	47,230	-	9,446	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7	-	0	-	0	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	671	366	541	37	413	71
（うちトランザクター向け）	45	-	82	-	8	3	45
不動産関連向け	20～150	2,202	-	2,185	-	793	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,337	-	1,331	-	450	34
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	865	-	853	-	343	40
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	5	-	5	-	8	147
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	16	-	16	-	16	100
取立未済手形	20	18	-	18	-	3	20
信用保証協会等による保証付	0～10	2,833	-	2,814	-	281	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	47	-	47	-	47	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	3,251	-	3,251	-	7,567	233
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC	250～400	-	-	-	-	-	-

関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポ ージャー)							
(うち農林中央金庫の対象資 本調達手段に係るエクスポ ージャー)	250	2,877	-	2,877	-	7,193	250
(うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係る エクスポージャー)	250	0	-	0	-	0	252
(うち総株主等の議決権の百 分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調達 手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百 分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等 に係るその他外部 TLAC 関連調 達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポ ージャー)	100	373	-	373	-	373	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用 分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適 用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手 段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの 額)	-	-	-	-	-	18	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

④ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を
勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	791		－		－		－		－		－	791			
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－	－			
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－	－			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	65		－		－		－		－		－	－	65		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－	－	－		
地方公共団体金融機関向け	－		－		－		－		－		－	－	－		
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－	－	－		
地方三公社向け	－		－		－		－		－		－	－	－		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－	－	－		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業社及び保険会社向け	47,230		－		－		－		－		－	－	－	47,230	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－		－		－		－		－		－	－	－	－	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－	－	－	－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－		－		－		－		0		－	－	－	－	0
（うち特定貸付債権向け）	－		－		－		－		－		－	－	－	－	－
	100%		150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－			－			－			－		－	
株式等	－		－			47			－			－		47	
	45%			75%			100%			その他			合計		

中堅中小企業等 向け及び個人向 け	8			31			116			422			578		
(うちトラン ザクター向け)	8			-			-			-			8		
	20%	25%	30%	31.2 5%	35 %	37.5 0%	40%	50%	62.50 %	70%	75%	その 他	合計		
不動産関連向け うち自己居住用 不動産等向け	235	136	622	-	-	-	124	79	-	132	-	0	1,331		
	30%	35%	43.75 %	45%	56.25 %	60%	75%	93.75 %	105%	150%	その 他	合計			
不動産関連向け うち賃貸用不動産 向け	247	206	-	347	-	-	46	-	5	-	0	853			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計		
不動産関連向け うち事業用不動産 関連向け	-		-		-		-		-		-		-		
	60%				その他				合計						
不動産関連向け うちその他不動 産関連向け	-				-				-						
	100%			150%			その他			合計					
不動産関連向け うち ADC 向け	-			-			-			-					
	50%		100%		150%		その他		合計						
延滞等向け（自 己居住用不動産 等向けを除 く。）	0		-		5		-		5						
自己居住用不動産 等向けエク スパーチャーに係 る延滞	-		16		-		-		16						
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	89		-		-		-		-		89				
取立未済手形	-		-		18		-		-		18				
信用保証協会等 による保証付	-		2,813		-		-		0		2,814				
株式会社地域経 済活性化支援機 構等による保証 付	-		-		-		-		-		-				
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-				

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	-	793	793
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	2,746	2,746
	リスク・ウエイト 20%	-	49,184	49,184
	リスク・ウエイト 35%	-	992	992
	リスク・ウエイト 50%	-	54	54
	リスク・ウエイト 75%	-	38	38
	リスク・ウエイト 100%	-	2,096	2,096
	リスク・ウエイト 150%	-	17	17
	リスク・ウエイト 250%	-	2,893	2,893
	その他	-	-	-
リスク・ウエイト 1250%		-	-	-
計			58,818	58,818

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	52,766	-	-	52,595
40%～70%	688	82	10%	693
75%	67	98	10%	77
80%	-	-	-	-
85%	284	-	-	284
90%～100%	115	179	10%	133
105%～130%	5	-	-	5
150%	5	-	-	5
250%	47	-	-	47
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	5	10%	0
合計	53,982	366	10%	53,844

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中

中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	0	-	-
中小企業等向け及び個人向け	0	145	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	13	-
合 計	0	158	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：百万円）

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	135	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	0	135	-

（注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P.10「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和６年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非上場	2,924	2,924	2,921	2,921
合 計	2,924	2,924	2,921	2,921

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額

です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、ALM委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	△122	△133	△64	△61
2	下方パラレルシフト	119	25	50	16
3	スティープ化	△3	2		
4	フラット化	△24	△11		
5	短期金利上昇	△68	△64		
6	短期金利低下	84	73		
7	最大値	119	73	50	16
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	5,371		5,245	

<法定開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	25
2	理事及び監事の氏名及び役職名	26
3	会計監査人の氏名又は名称	55
4	事務所の名称及び所在地	27
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	27
6	主要な業務の内容	15
7	事業の概況	3
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	56
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	57
10	リスク管理の体制	10
11	法令遵守の体制	11
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	63
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	64
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	74
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	66
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	64
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	64
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	55



相生市農業協同組合

●本 店 兵庫県相生市大石町 19 番 1 号

TEL 0791-22-0690

FAX 0791-22-6003

<http://www.jaaioi.com/>

e-mail info@jaaioi.com

●営農経済部 TEL 0791-22-0676

FAX 0791-22-6113